

猿島公園指定管理者募集に関する質問の回答

令和3年8月5日 横須賀市環境政策部公園管理課

質問No.1	飲料水の取扱いについて
質問内容	飲料水の調達費用については、指定管理料に含めない、とありますが、飲料水を指定管理料に含めない理由は何でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	仕様書 P6 5電気・ガス・水道等インフラについて (3)水道
回答	猿島公園は上下水道施設がなく、飲料水の用意が容易ではないため、公園利用者自身で用意することを基本と考えております。そのため、飲料水の調達費用については、指定管理料には含めておりません。

質問No.2	屋外トイレの接触財の交換時期について
質問内容	直近で接触財(カキ殻)の補充及び活性炭の交換を行ったのはいつでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	管理運営基準書 1-7 3保守管理 最終行
回答	接触材等を含む屋外トイレ施設は令和4年4月頃完成予定であるため、まだ設置されておりません。

質問No.3	財務状況について
質問内容	旧制度の特例民法法人である当財団は、平成24年9月一般財団法人への移行に際し、約37億円余を公益目的財産額とする公益目的支出計画を定め、神奈川県への認可を受けており、現在(令和元年度～)、スポーツ・文化振興事業や市への寄附等により1億円を超える公益目的支出を行っています。 指定管理事業者選定において、財団の財務状況を評価する場合、公益目的支出会計(実施事業等会計)を除いた、収益事業等会計で評価していただけるのかご教示いただきたい。 なお、当財団は令和元年度には、収益事業等会計において黒字に転じ、令和2年度は法人全体も黒字となっております。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P13 7 選考基準 1 基礎項目評価 (1)財務状況
回答	申請団体の財務状況審査は、税理士等を専門委員に委嘱して実施します。申請団体が指定期間を安定的に管理することができる財務的な能力があるかどうかについて、申請団体から提出を受けた審査に必要な書類に基づき専門的見地から総合的に審査します。 申請団体の経営状況を説明する上で必要な情報でしたら、財務審査に必要な書類の補足説明資料として提出してください。 このことは、申請団体が望む評価を保証することにはなりませんので、あらかじめ御承知おきください。

質問No.4	
質問内容	自主事業の詳細な計画書は、必ず3か月前(6か月前)の提出が求められるのでしょうか。 これ以降にイベント会社等からアプローチがあったり突発的なものについては3か月(6か月)の余裕がなければ開催できないということですか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書、P12の(4)
回答	原則として、詳細な計画書は3か月(6か月)前に提出が必要です。ただし、3か月(6か月)前に計画書を提出できない突発的な案件については市と協議を行い、市が認めた場合のみ開催可能とします。

質問No.5	
質問内容	海水浴場に関して(設置、運営、管理、経費、責任分担等)の詳細についてのご説明をお願いします。
要項・仕様書の該当箇所	記載なし
回答	海水浴場は指定管理業務として定めていないため、自主事業による開設が可能です。自主事業は、猿島公園業務仕様書P12、16の(2)に記載のとおり、指定管理者の自己の責任と費用により実施することができます。また、必要な人員や備品、保険、公園使用料等は指定管理者で用意し負担することとしております。

質問No.6	
質問内容	喫煙所に関する記載がありませんが、指定管理に移行する令和4年4月以降は島内全面禁煙になるという認識で良いでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	記載なし
回答	全面禁煙にするという意図はありませんが、喫煙所のあり方については、市と協議のうえ決定するものとします。

質問No.7	
質問内容	『電気・ガス・水道等インフラについて』の(2)ガスの部分に【厨房施設以外でのガスの使用は認めない】とありますが、祭礼やイベントなどの際にも厨房施設以外でのガスの使用は認められないということですか。現在遠足のバーベキューなどで使っているガスボンベも使用不可になるのですか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P5、5の(2)
回答	祭礼やイベント、遠足等における厨房以外でのガス及びガスボンベの使用は認めません。ただし、やむを得ない場合には市に相談をすることとします。

質問No.8	
質問内容	自動販売機にて販売される商品のゴミは、猿島公園内にて回収するほかのゴミと同一の扱いということですか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P10、15の(3)
回答	猿島公園管理業務仕様書P10、15の(3)にあるとおり、自動販売機の設置管理に要する負担等は指定管理者の責任となり、指定管理料は充当できません。そのため、自動販売機にて販売される商品のゴミにつきましても、猿島公園内で回収する一般のごみとは異なる扱いとなります。

質問No.9	
質問内容	現在設置されている自動販売機の位置から変更することは可能ですか。 指定管理施設内や管理許可施設内に新規に設置する場合、 現在の場所にも設置しなければならない等の規定はありますか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P11、15の(6)
回答	仕様書P10、15の(1)に記載のあるとおり、自動販売機を別の場所に移動する場合は事前に市と協議し、承認を得ることとします。 また、現在の場所にも設置しなければならない等の規定はありませんが、新規で設置をする際にも、市と協議のうえ承認が必要になります。

質問No.10	
質問内容	今後、いかなる場合においてもWi-Fi等無線LAN設備の整備は行わない ということですか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P6、5の(4)
回答	現時点では、整備計画はありません。ただし、必要があると判断された場合、整備を計画 する可能性はあります。

質問No.11	
質問内容	公園内行為許可業務について、行為許可を行った旨貴市に報告した際、貴市に よってその許可を取り消される可能性はありますか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P7、8の(1)
回答	仕様書P7の8(1)ウ「許可を行った案件は、すべて市へ報告すること」とは月次の報告を指 すため、報告を受けた時点で許可を取り消すことはありません。 また、仕様書P7の8(1)アのとおり、懸案事項案件等は市と協議を行うこととしております ので、取り消す可能性があるような案件は事前に相談をしてください。

質問No.12	
質問内容	猿島公園専門ガイド協会の活動について、【広報の確保】とは具体的に どのようなものを想定されていますか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P10、14の(2)
回答	広報活動を行う場の確保を指します。 例として、公園内掲示板等におけるポスター掲示場所の確保や島内放送によるアナウ ンス等が挙げられます。

質問No.13	
質問内容	自主事業において【閑散期および市民利用を促す提案】を考える上で、市民向けの貸し切りイベントなどの事業は実現可能ですか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P12、16の(1)
回答	開園時間内における貸し切りは、一般来園者の利用を制限することから実現は難しいと判断されます。

質問No.14	
質問内容	自主事業開催時、【公園使用にかかる使用料および入園料は減免しない】とありますが、これは貴市が後援、あるいは貴市との共催となった場合も同様ですか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P12、16の(4)
回答	市の後援、または共催となった場合には、使用料及び入園料は減免となる場合があります。なお、参加料等の対価を徴収する場合等は、減免の対象となりません。

質問No.15	
質問内容	時間外の利用について【定期的もしくは恒常的な商品化は認めない】とありますが具体的にどの程度の間隔を想定されていますか。〇ヶ月に一度、等の基準・指標のようなものがあれば提示をお願いします。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P12、16の(5)
回答	繰り返しての開催が見込まれるものは、間隔の長さに関わらず「定期的もしくは恒常的な商品化」として判断されます。

質問No.16	
質問内容	指定管理施設の管理棟(トイレ含む)から、公園施設管理許可施設であるシャワールーム・ロッカー室・総合案内所を除くと多目的ホールや管理人室、トイレ等が考えられますが、ほかに対象となる施設があれば例示をお願いします。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園指定管理者募集要項P2～P3、施設の概要
回答	管理運営基準書1-9公園施設一覧表に記載があるとおり、ベンチや手洗い場、倉庫等が対象となります。

質問No.17	
質問内容	指定管理施設の物販棟から公園施設管理許可施設の物販棟(厨房施設)・物販棟(レンタルショップ)を除いた施設とは、どのような施設を想定されているのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園指定管理者募集要項P2～P3、施設の概要
回答	管理運営基準書1-9公園施設一覧表に記載があるとおり、掲示板及びシンクが対象となります。

質問No.18	
質問内容	【施設賠償責任保険について市で加入する】とありますが、どのような保障の保険を計画していますか。指定管理者が加入する保険は市の加入しているものに準ずる保障にしなければならないのでしょうか。保険料の負担についても詳細をご説明いただきたいです。
要項・仕様書の該当箇所	猿島公園管理業務仕様書P2、運營業務(1)、ク
回答	本市では、施設の設置・管理瑕疵に起因する損害に対する損害賠償を保障する保険に加入します。保険金支払限度額は、対人賠償は1名につき50,000千円、1事故につき100,000千円、対物賠償は1事故につき10,000千円です。本保険では補償等が不足していると判断される場合、管理が滞ることのないように指定管理者で必要な保険に加入をしてください。なお、その際の保険料は指定管理料を充当できるものとします。(ただし、自主事業は除く)